

令和2年度 事業実施方針

- I 令和2年度の貸付けについて
- II 令和2年度の資金調達について
- III 令和2年度の地方支援業務について
- IV 令和2年度のリスク管理及び内部統制について
- V 令和2年度の組織・体制について

地方公共団体金融機構

令和2年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について、調査研究や支援を行う。

その際、機構が地方共同法人として地方公共団体とともに発展することを目指すという視点の下、首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて対話を行うことにより、機構に対する理解の促進や地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、地方の政策ニーズを機構の貸付及び地方支援業務等に的確に反映するよう取り組む。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和2年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等）や住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（過疎対策事業等）、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和2年度貸付計画の概要

令和2年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分18,221億円、東日本大震災分4億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600億円を計上する（令和元年度貸付計画額16,600億円と同額。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

このうち、公共施設等適正管理推進事業については、新たに市町村役場機能緊急保全事業を貸付対象に加え、また、過疎対策事業については、全事業を貸付対象に加える。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続きの更なる簡素化等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言機能の充実を図る。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和2年度事業別貸付計画

(単位:億円、%)

事業等名		令和2年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】 令和2年度 地方債計画 計上額
一 般 会 社 債	公 共 事 業 等	349	485	▲ 136	▲ 28.0	286
	公 営 住 宅 事 業	125	155	▲ 30	▲ 19.4	124
	学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	108	200	▲ 92	▲ 46.0	56
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	97	132	▲ 35	▲ 26.5	92
	一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	141	144	▲ 3	▲ 2.1	55
	一 般 事 業	71	84	▲ 13	▲ 15.5	80
	地 域 活 性 化 事 業	98	104	▲ 6	▲ 5.8	86
	防 災 対 策 事 業	148	153	▲ 5	▲ 3.3	138
	地 方 道 路 等 整 備 事 業	244	257	▲ 13	▲ 5.1	290
	合 併 特 例 事 業	870	822	48	5.8	879
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	1,260	1,099	161	14.6	1,678
	公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	664	532	132	24.8	939
	緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	751	252	499	198.0	1,007
	過 疎 対 策 事 業	410	207	203	98.1	655
計	5,336	4,626	710	15.3	6,365	
臨 時 財 政 対 策 債		4,330	4,538	▲ 208	▲ 4.6	4,145
(一 般 会 計 債 等 分 計)		9,666	9,164	502	5.5	10,510
公 営 企 業 債	水 道 事 業 (上 水 道)	1,863	1,825	38	2.1	2,176
	水 道 事 業 (簡 易 水 道)	96	106	▲ 10	▲ 9.4	112
	交 通 事 業 (一 般 交 通)	28	17	11	64.7	34
	交 通 事 業 (都 市 高 速 鉄 道)	247	221	26	11.8	300
	病 院 事 業	1,041	1,144	▲ 103	▲ 9.0	1,087
	下 水 道 事 業	3,400	3,847	▲ 447	▲ 11.6	3,747
	工 業 用 水 道 事 業	82	87	▲ 5	▲ 5.7	101
	電 気 事 業	43	41	2	4.9	52
	ガ ス 事 業	21	24	▲ 3	▲ 12.5	26
	介 護 サ ー ビ ス 事 業	11	14	▲ 3	▲ 21.4	12
	市 場 事 業	73	75	▲ 2	▲ 2.7	33
	と 畜 場 事 業	1	3	▲ 2	▲ 66.7	1
	駐 車 場 事 業	2	2	0	0.0	3
	小 計	6,908	7,406	▲ 498	▲ 6.7	7,684
港 湾 整 備 事 業	25	28	▲ 3	▲ 10.7	28	
観 光 施 設 事 業 ・ 産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	1	2	▲ 1	▲ 50.0	3	
小 計	26	30	▲ 4	▲ 13.3	31	
計	6,934	7,436	▲ 502	▲ 6.8	7,715	
計		16,600	16,600	0	0.0	18,225 (前年度比▲0.9%)

注1) 事業等名は、令和2年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計6億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

Ⅱ 令和2年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化し、資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策により低金利の状況が長期間に及んでいることに加え、海外情勢等により市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債、30年債を発行するとともに、引き続きFLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額に活用するなど、引き続き、市場の動向に応

じて、機動的な資金調達に努める。

③ 多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体のSDGsに関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的なIRの実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等のIRを戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向を的確に把握するとともに、ESG投資の高まりなど投資家動向の的確な把握を行い、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における確固たる信認を強化し、安定的な資金調達の実現に努める。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年度の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる1ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する

3. 令和2年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機

構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和2年度においては、表2のとおり公募債を1兆2,400億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を5,350億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり600億円を発行する予定である。

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和2年度	令和元年度
国内債	7,400億円	7,450億円
10年債	2,600億円	2,600億円
20年債	1,100億円	1,100億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
FLIP債	3,300億円	3,350億円
国外債	3,000億円	2,500億円
フレックス枠	2,000億円	1,500億円
計	12,400億円	11,450億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※令和元年度については、当初計画額を計上。なお、令和元年12月に見直しを行い、12,450億円に増額している。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和2年度	令和元年度
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,600億円
20年債	1,500億円	1,400億円
地共済引受債	2,350億円	1,800億円
10年債	1,100億円	800億円
20年債	1,250億円	1,000億円
計	5,350億円	4,800億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和2年度	令和元年度
	750億円	750億円

※このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和2年度	令和元年度
10年債	—	1,000億円
4年債	600億円	—
計	600億円	1,000億円

※国の令和2年度予算の成立が前提。

4 合計

合計	令和2年度	令和元年度
	19,100億円	18,000億円
政府保証債除く	18,500億円	17,000億円

※令和元年度は、当初計画額を計上。

Ⅲ 令和2年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

2. 令和2年度地方支援業務の概要

令和2年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを引き続き実施するほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援、情報発信に活用する。

特に、調査研究の実施に当たっては、広く地方財政や地方債と関係する機関と連携し、それぞれの強みを活かした相乗効果の発揮を目指し、取り組むこととする。また、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信についても強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、令和元年度に引き続き、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

さらに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、財務情報の活用等による財政分析・財政診断等の支援について検討を進める。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。地方公共団体の指定金融機関との関わ

り方についての最近の実態を把握するため平成25年度、29年度に続き実態調査を実施する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について、専門機関との連携強化を図りながら、調査研究を実施する。

④ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体に対し、財政状況ヒアリングを実施する。

⑤ 先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高い事項について、先進事例の更なる収集・蓄積を行い、先進事例検索システムを通じて地方公共団体へ還元する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施する。また、自治体ファイナンス・アドバイザーが、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

① JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

② 資金調達及び資金運用に係る各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、専門的知識の習得を目的とする宿泊型研修を実施する。

③ 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。その際、都道府県（市町村担当課）等と連携し、効率的・効果的に実施する。

④ 地方公営企業及び地方公会計にかかる専門家派遣

都道府県が開催する研修会等へ、地方公営企業会計適用拡大、地方公営企業の経営戦略策定・改訂及び地方公会計制度に係る運用・活用に関する専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、地方公共団体を支援する。その際、個別市町村の取組を円滑に進められるよう都道府県と連携し、柔軟な支援に努める。

⑤ 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

⑥ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 情報発信

先進事例検索システムの掲載事例の充実を行うほか、市町村の財政分析チャート、金融知識、参考事例、経済・金融データ等、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる情報について、ホームページや各種広報媒体等を効果的に活用することにより情報発信を強化する。

Ⅳ 令和2年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

なお、金利変動準備金のあり方について、今後の貸付けや金利の動向に留意しつつ、所要の検討を行う。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

4. 会計基準の改正等への対応

企業会計基準の改正等を踏まえ、機構の会計における時価評価の算出方法等について、適切に検討し、所要の対応を進める。

V 令和2年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和2年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。